

## 自動販売機の設置に伴う留意事項

### 1 自動販売機の機種について

省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷に配慮した機種であること

### 2 維持管理について

- (1) 販売品の補充、金銭管理、ごみの回収等の維持管理を適切に行い、関係法令を遵守すること。
- (2) 自動販売機及びその周辺の清掃に努め、貸付物件の美化に努めること。
- (3) 自動販売機に関する苦情、問い合わせ等の連絡先を自動販売機に明記すること。当該対応については設置者の責任において対処すること。
- (4) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、経路は市と協議すること。

### 3 設置に関すること

転倒防止対策を施すこと。

### 4 ごみの回収について

- (1) 使用済み容器回収ボックスを貸付物件内に設置し、環境美化に努めること。ただし、他の自動販売機と隣接している場合は、設置者間で協議の上、共同で使用済み容器回収ボックスを設置することができる。
- (2) 使用済み容器は分別回収及びリサイクルを行うとともに、使用済み回収ボックスから容器があふれ出さないように定期的に回収すること。
- (3) 使用済み回収ボックスからあふれているとの連絡を受けた場合は、同日中に回収すること。

### 5 販売品目について

販売品目及び販売価格は、物件説明書のとおりとし、具体的な品名は本契約申込時に提出した「販売する清涼飲料水等の一覧」のものとする。但し、予め市の承認を得た場合はこの限りでない。

### 6 災害対応について

自動販売機には、地震、台風等の非常時において、自動販売機内の販売品を無償提供できる機能を備えること。これに伴い、別途無償提供に関する協定を締結する。

### 7 その他

隣接する蓬莱橋 897.4 茶屋及び蓬莱橋番小屋の職員等に対して誠意を持って対応し、良好な信頼関係を築くこと。